

令和4年 第9回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和4年8月9日（火）午前9時42分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（10名）	2番 加藤朋光 3番 佐々木鋼記 4番 須田貴志 5番 齋藤一成 6番 巴 朋之 8番 須田 久 9番 佐藤久美子 10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 伊藤盛雄)
5. 欠席した委員（2名）	1番 佐々木純子 7番 須藤孝子
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	11番 遠藤 豊 2番 加藤朋光
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 主任 舘岡里海
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第12号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【6件】
議案第26号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【4件】
議案第27号	農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について ・・・【2件】

議案第 28 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について
・・・【44件】

◆事務局長

ただ今より、令和4年第9回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前9時42分)

◇議長

おはようございます。

毎日暑い日が続いておりまして、皆さんも大変だと思いますが、本日は出席いただきましてありがとうございます。

県内でもコロナの感染が拡大して、連日のように報道されておりますが、JAも各部署でコロナの影響を受け、業務に支障を来しているようでございます。お互いに注意しながら生活していただきたいと思っております。

この辺はそうでもありませんでしたが、東北や新潟では大雨により大きな被害が出ております。今後も雨予報が続くようです。天気による農作物の被害は心配な事とは思いますが、命だけは失わないような行動を心がけていただきたいと思っております。

本日の議案には、象潟・前川地区のほ場整備に係る案件もあるようです。来月以降もほ場整備に係る案件が増えてくることとなりますので、よろしくお願い申し上げましてあいさついたします。

◆事務局長

ありがとうございました。

これより議事に移りますが、その前に議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の3ページになります。議案番号28-16の渡人と受人が逆になっておりましたので、訂正願います。

それではこれより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく申し上げます。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。1番 佐々木純子委員、7番 須藤孝子委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中10名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

- ◇議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
11番 遠藤 豊委員、2番 加藤朋光委員の両名にお願いいたします。
- ◇議長 日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇議長 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。
・・・〈異議なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。
- ◇議長 日程第4 諸般の報告
7月16日、由利畜産共進会が旧大内町の「あきた総合家畜市場」で開催され、遠藤職務代理から出席して頂いております。
- ◇議長 日程第5 議案審議に入ります。
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。議案すべて一括して事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 それでは、議案書の5ページ、6ページになります。
報告第12号-1ですが、受人はネギを栽培する認定新規就農者です。義理の父の水田で作付けしておりましたが、今年度畑地を借り受けることができたことから解約するものです。
報告第12号-2は、新たに利用権を設定するため合意解約するものであります。なお、新たな利用権の設定として、議案第28号-6へ上程されております。
報告第12号-3は、高速道路用地としてほ場が分断されたことによる合意解約であります。
報告第12号-4から6は、象潟前川ほ場整備事業に係る合意解約であります。象潟前川地区ほ場整備事業では、秋田県農業公社に農地中間管理権を設定する必要があることから解約するものです。
- ◇議長 報告第12号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第12号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第26号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第26号について一括して説明いたします。議案書7ページからになります。

議案第26号-1は、ほ場整備の換地により一区画を一人の所有とするため農地を売買するものであります。渡人との間で300,000円/10aで合意したものであります。

議案第26号-2は、小作地の所有権移転であります。申請地は渡人と受人との間で利用権が設定されていた農地で、これもほ場整備の換地を機に、贈与で合意したものであります。

議案第26号-3と4は渡人が同一でありまして、相続により農地を取得したものの管理できないことから、集落内の農家である受人に贈与するものであります。

それぞれの受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第26号-1から4の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第26号-1について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第26号-2について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第26号-3について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第26号-4について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第27号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件についてを上程いたします。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書9ページからとなります。

まず議案第27号-1についてですが、申請地は院内字下横根地内の登記地目が畑の農地であります。位置図、公図を議案書18ページ、19ページに掲載しておりますが、場所としては黒瀉のある薫風苑から西に約150メートルのところであり、住宅地内にある農地です。

当該申請は、隣接する農地以外の土地と併せて、5区画の宅地を造成し、建売住宅及び建築条件付き宅地分譲地として整備する計画です。

農地区分につきましては住宅が連坦していることから、転用が原則許可される第3種農地と判断しております。現地につきましては由利地域振興局職員及び遠藤職務代理に確認していただいております。

次に議案第27号-2についてですが、申請地は象瀉町小砂

川字小田地内の登記地目が畑の農地であります。位置図、公図を議案書29ページ、30ページに掲載しておりますが、場所としては国道7号線とJR羽越線との間にあり、JR小砂川駅から南東に約200メートル弱のところにある農地です。

当該申請は、現在居住している住宅が高速道路用地として買収されるため、その移転先として住宅を新築するため農地転用を計画しているものです。

農地区分については、JR羽越線小砂川駅から300m以内にある農地ということで、農地転用が許可される第3種農地と判断しております。現地につきましては由利地域振興局職員及び須田貴志委員に確認いただいております。

◇議長

議案第27号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第27号-1について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第27号-2について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

◆事務局長

議案書の34ページからとなります。市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定の計画が合わせて43件でありまして、うち賃借権の新規が32件、再設定が1

0件、使用貸借権の新規が1件で、利用権設定の総面積は304,262㎡です。また、所有権の移転が1件で面積は1,515㎡となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

始めに、議案第28号-1から16までを説明いたします。

議案第28号-1から3は受人が同一であり、いずれも解除条件付貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第28号-4と5は受人が同一であり、貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第28号-6から8は受人が同一であり、いずれも貸借権の新設であります。受人はこれまで新規就農者として個人で農業を営んでおりましたが、本年4月に法人を設立し、5月に市の認定を受けたものであります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第28号-9から15は受人が同一であり、9から11は貸借権の新設、12から15は貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第28号-16は貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第28号-1から16までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第28号-1から16について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第28号-17から42まで説明いたします。全て農地中間管理事業を利用した賃借権の新設と使用賃借権の新設となります。議案書は46ページからになります。

議案第28号-17から23は受人が同一であり、ほ場整備事業に係る賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第28号-24から31は受人が同一であり、ほ場整備事業に係る使用賃借権及び賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第28号-32から42は受人が同一であり、これもほ場整備事業に係る賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第28号-17から42までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇8番
須田委員

ほ場整備を機に法人を立ち上げることとしているようですが、今回、議案の受人の方の中にはそれなりの規模で経営している方もいるようです。

経営面積が20haもあるような方も居て、法人化のリーダー的な存在で、むしろ、個人よりも法人の中で活躍できるような感じがしますが、法人化の方々との関連はどうなっているのか教えてください。

◇議長

前回の総会の議案にもありましたが、前川地区におきましてもほ場整備を機に法人を立ち上げておりますが、法人に参加せず個人で経営するという選択をした方がおります。象潟地区におきましても同様で、個人での経営を選択したということでございます。

◆事務局長

会長も言われたように、ほ場整備を機に法人が立ち上げられた訳でございますが、それなりの規模であっても個人での経営が可能という経営判断のもと、法人には参加しなかったといことだと考えております。

象潟地区におきましては、法人が設立されましたが、面積もかなりの面積になりますし、農地のほとんどを法人が受けることは難しいということもありまして、現在地区内で耕作している他地区の方に受け手としてお願いしているという状況です。

- ◇議長 暫時休憩いたします。 (午前10時10分)
- ◇議長 再開いたします。 (午前10時15分)
- ◇議長 他にございませんか。
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようであれば、議案第28号-17から42について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。
- ◇議長 次の議案第28号-43については、2番 加藤朋光委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。
- 〈2番 加藤朋光委員退席〉 (午前10時16分)
- ◇議長 議案第28号-43について、事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書73ページからになります。
議案第28号-43も農地中間管理事業を利用した賃借権の新設ですが、これまでは通常の賃借権が設定されていたものであり、農地中間管理事業への切り替えによる新設という扱いになります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。
- ◇議長 議案第28号-43の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第28号-43については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

2番 加藤朋光委員の入室を許可します。

〈2番 加藤朋光委員着席〉 (午前10時17分)

◇議長 続けて、議案第28号-44について事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書75ページになります。最後に議案第28号-44について説明いたします。

議案第28号-44は、秋田県農業公社を通しての売買並びに所有権移転であります。本件は6月総会において渡人から秋田県農業公社への所有権移転が承認された案件で、今回、秋田県農業公社から受人に所有権を移転しようとするものです。

売買価格並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長 議案第28号-44の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第28号-44からについては原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前10時19分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和4年8月9日

議事録署名委員

総会議長 会 長

委 員 1 1 番

委 員 2 番
